

太陽交通バス香春線 乗降人数減少及び運転手不足に伴う減便の申し出について

行橋市～香春町区間で路線バスを運行している太陽交通（株）より、別紙①のとおり、乗降人数減少による赤字拡大及び運転手不足の常態化に伴うバス路線（香春線）減便の申し出がありました。

【香春町内区間の減便概要】

平日	上り：16時台	計1本
	下り：7時台、9時台、16時台	計3本
休日	上り：14時台、16時台	計2本
	下り：11時台	計1本

※詳しくは別紙①3P、別紙②をご確認ください。

福岡県バス対策協議会運営要領(参考資料②を参照)において、バス事業者は補助金等を受けて運行している路線の運行回数の削減など、輸送サービスの内容を変更する場合は福岡県バス対策協議会に申し出る必要があります。

また、各市町村の地域公共交通会議はその内容について対応を検討し、結果を福岡県バス対策協議会に報告することが定められています。

以上の経緯を踏まえ、バス路線減便の申し出についてご回答をお願いします。

様式第1号（第2条、第4条関係）

令和7年9月30日

福岡県バス対策協議会長 殿

所在地 太陽交通株式会社
事業者名 福岡県行橋市宮市町4番2号
代表者名 代表取締役 堀 貫治

福岡県バス対策協議会運営要領第4条に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 路線名

郡界線稲童工業団地線、蓑島線、長井線、宮の杜・新町線、寒田線、香春線、豊津線、木井馬場線、築城線

2 1の路線に係る補助金の有無

 有* ・ 無

※有の場合、国又は地方公共団体の名称を以下に記載すること
(行橋市,築上町,香春町,みやこ町,福岡県)

3 申し出の内容

休止 ・ 廃止 ・ 輸送サービスの内容変更 (減便)

4 3の実施予定日（休止に係る場合は予定する休止の期間）

令和8年4月1日

5 理由

乗降人数減少による対象路線の赤字拡大、運転手不足の常態化

6 福岡県バス対策協議会運営要領第2条第3項該当の有無

 該当* ・ 非該当

※該当の場合のみ選択

- 道路運送法施行規則第15条の4第1号
 道路運送法施行規則第15条の4第2号
 九州運輸局長が旅客の利便を阻害しないと認めるもの

 添付書類休止又は廃止…路線図、輸送量、運行状況、収支状況、これまで講じた経営努力、利用人員調査等
輸送サービスの内容変更…変更内容の新旧対照を明示した書類

運行回数新旧対象

1. 実施予定日

令和8年4月1日

2. 変更を行う路線名及び運行回数の新旧対象 ※往復本数で記載

郡界線 稲童工業団地線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	ゆめタウン～ルミエール	12	10	-2
	長峡川～稲童工業団地	4	2	-3
土,日,祝日	ゆめタウン～ルミエール	13	10	-3
	長峡川～稲童工業団地	0	0	0

葦島線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	行橋駅～海水浴場	16	7	-9
土,日,祝日	行橋駅～海水浴場	8	5	-3

長井線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	行橋駅～長井	14	3	-11
	新田原駅～稲童浜（延線）	6	2	-4
土,日,祝日	行橋駅～長井	5	4	-1
	新田原駅～稲童浜（延線）	0	0	0

宮の杜・新町線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	行橋駅～新町	14	5	-9
土,日,祝日	行橋駅～新町	8	5	-3

寒田線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	築城駅～上寒田	10	8	-2
	築城駅～上本庄	2	4	2
土	築城駅～上寒田	8	6	-2
	築城駅～上本庄	0	4	4
日,祝日	築城駅～上寒田	8	0	-8
	築城駅～上本庄	0	0	0

香春線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	行橋駅～新町入口	3	6	3
	行橋駅～呉	3	1	-2
	行橋駅～黒田～呉	1	1	0
	ゆめタウン～黒田～呉	6	5	-1
土,日,祝日	行橋駅～新町入口	2	2	0
	行橋駅～呉	3	3	0
	行橋駅～黒田～呉	1	1	0
	ゆめタウン～黒田～呉	6	4	-2

豊津線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	行橋駅～豊津支所	32	24	-8
	八景山経由	10	9	-1
土,日,祝日	行橋駅～豊津支所	17	18	1
	八景山経由	10	5	-5

木井馬場線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	行橋駅～木井馬場	7	6	-1
	八景山経由	1	2	1
土,日,祝日	行橋駅～木井馬場	7	2	-5
	八景山経由	0	2	2

築城線	系統名	現行 運行回数	変更後 運行回数	便数差
平日	築城駅～豊津支所	3	2	-1
土,日,祝日	築城駅～豊津支所	0	0	0

【時刻表】

香春線（平日）（改正案）

(上り)

行先	行橋駅	行橋駅	ユメ	ユメ	ユメタ	行橋駅	行橋駅
香春町役場		8:15	10:15	12:08	14:42		
香春		8:16	10:16	12:09	14:43		
香春本町		8:17	10:17	12:10	14:44		
鏡山		8:18	10:18	12:11	14:46		
道の駅		↓	10:19	12:12	14:48		
鏡山口		8:20	10:21	12:14	14:50		
小呉		8:21	10:22	12:15	14:51		
呉		8:21	10:23	12:16	14:52		
新仲哀トンネル		8:23	10:25	12:18	14:54		
菩提		8:24	10:26	12:19	14:55		
新町入口	6:40	8:26	10:28	12:21	14:57	16:46	18:28
黒田橋	6:40	8:27	10:29	12:22	14:58	16:47	18:29
採れたて市場	6:41	8:28	10:30	12:23	14:59	16:48	18:30
新勝山	6:42	8:29	10:31	12:24	15:00	16:49	18:31
黒田小学校	6:43	8:29	10:32	12:25	15:01	16:50	18:32
黒田	6:43	8:31	10:33	12:26	15:02	16:51	18:32
上黒田	↓	8:32	10:34	12:27	15:03	↓	↓
下黒田	↓	8:33	10:35	12:28	15:04	↓	↓
小長田団地入口	↓	8:34	10:36	12:29	15:05	↓	↓
小長田	6:45	8:35	10:37	12:30	15:06	16:53	18:34
長木	6:46	8:35	10:38	12:31	15:07	16:54	18:34
二塚	6:47	8:36	10:39	12:32	15:08	16:55	18:35
吉国	6:48	8:36	10:41	12:33	15:08	16:55	18:35
延永小	6:49	8:38	10:42	12:34	15:09	16:56	18:36
中津熊	6:50	8:38	10:43	12:35	15:10	16:57	18:37
延永農協	6:51	8:39	10:44	12:36	15:11	16:58	18:38
博多町入口	6:52	8:40	10:45	12:37	15:12	16:59	18:39
本町アパート前	6:53	8:41	10:46	12:38	15:13	17:00	18:40
裁判所入口	6:55	8:43	10:48	12:40	15:15	17:02	18:41
駅前通り	6:55	8:43	10:48	12:40	15:15	17:02	18:42
南本町	6:56	8:45	10:50	12:42	15:16	17:03	18:43
駅東口	7:00	8:50	10:51	12:43	15:17	17:08	18:45
駅西口			10:53	12:45	15:19		
安川通			10:55	12:47	15:21		
ゆめタウン			11:00	12:53	15:28		

(下り)

行先	新町	新町	香春町	香春町	香春町	新町
ゆめタウン			11:13	13:48	15:38	
安川通			11:15	13:50	15:40	
駅西口			11:19	13:54	15:44	
駅東口	7:20	9:13	11:21	13:56	15:46	18:05
南本町	7:21	9:14	11:22	13:57	15:47	18:06
駅前通り	7:22	9:15	11:23	13:59	15:48	18:08
裁判所入口	7:23	9:17	11:24	13:59	15:49	18:08
本町アパート前	7:24	9:18	11:25	14:01	15:50	18:09
博多町入口	7:24	9:19	11:26	14:01	15:51	18:09
延永農協	7:26	9:20	11:28	14:03	15:53	18:12
中津熊	7:27	9:22	11:29	14:04	15:54	18:13
延永小	7:28	9:22	11:29	14:05	15:55	18:14
吉国	7:29	9:24	11:31	14:06	15:56	18:15
二塚	7:30	9:25	11:32	14:07	15:57	18:16
長木	7:30	9:25	11:32	14:07	15:57	18:16
小長田	7:31	9:26	11:33	14:08	15:58	18:17
小長田団地入口	↓	↓	11:35	14:10	16:00	↓
下黒田	↓	↓	11:36	14:11	16:01	↓
上黒田	↓	↓	11:37	14:12	16:02	↓
黒田	7:33	9:28	11:38	14:13	16:03	18:19
黒田小学校	7:34	9:29	11:38	14:13	16:03	18:19
新勝山	7:34	9:29	11:39	14:14	16:04	18:20
採れたて市場	7:35	9:30	11:40	14:15	16:05	18:21
黒田橋	7:36	9:31	11:41	14:16	16:06	18:22
新町入口	7:40	9:35	11:42	14:17	16:07	18:24
菩提			11:44	14:19		
新仲哀トンネル			11:45	14:20		
呉			11:47	14:22		
小呉			11:47	14:22		
鏡山口			11:48	14:23		
道の駅			11:49	14:24		
鏡山			11:51	14:26		
香春本町			11:52	14:27		
香春			11:53	14:28		
香春町役場			11:57	14:32		

【時刻表】

香春線（平日）（現行）

(上り)

香春町役場		8:10	10:13	12:05	14:40	16:30	
香春		8:12	10:15	12:07	14:42	16:32	
香春本町		8:13	10:16	12:08	14:43	16:33	
鏡山		8:15	10:18	12:10	14:45	16:35	
道の駅		↓	10:19	12:11	14:46	16:36	
鏡山口		8:16	10:21	12:13	14:48	16:38	
小呉		8:17	10:22	12:14	14:49	16:39	
呉		8:18	10:23	12:15	14:50	16:40	
新仲哀トンネル		8:20	10:25	12:17	14:52	16:42	
菩提	-	8:20	10:25	12:17	14:52	16:42	-
新町入口	6:38	8:23	10:28	12:20	14:55	16:45	18:25
黒田橋	6:39	8:24	10:29	12:21	14:56	16:46	18:26
採れたて市場	6:40	8:25	10:30	12:22	14:57	16:47	18:27
新勝山	6:41	8:26	10:31	12:23	14:58	16:48	18:28
黒田小学校	6:42	8:27	10:32	12:24	14:59	16:49	18:29
黒田	6:43	8:28	10:33	12:25	15:00	16:50	18:30
上黒田	↓	8:29	10:34	12:26	15:01	↓	↓
下黒田	↓	8:30	10:35	12:27	15:02	↓	↓
小長田団地入口	↓	8:31	10:36	12:28	15:03	↓	↓
小長田	6:45	8:33	10:38	12:30	15:05	16:52	18:32
長木	6:46	8:34	10:39	12:31	15:06	16:53	18:33
二塚	6:47	8:35	10:40	12:32	15:07	16:54	18:34
吉国	6:48	8:36	10:41	12:33	15:08	16:55	18:35
延永小	6:49	8:37	10:42	12:34	15:09	16:56	18:36
中津熊	6:50	8:38	10:43	12:35	15:10	16:57	18:37
延永農協	6:51	8:39	10:44	12:36	15:11	16:58	18:38
博多町入口	6:52	8:40	10:45	12:37	15:12	16:59	18:39
本町アパート前	6:54	8:42	10:47	12:39	15:14	17:01	18:41
裁判所入口	6:56	8:44	10:49	12:41	15:16	17:03	18:43
駅前通り	6:57	8:45	10:50	12:42	15:17	17:04	18:44
南本町	6:59	8:47	10:52	12:44	15:19	17:06	18:46
行橋駅東口	7:01	8:49	10:54	12:46	15:21	17:08	18:48
行橋駅西口	-	-	10:56	12:48	15:23	-	-
安川通り			10:58	12:50	15:25		
ゆめタウン			11:01	12:53	15:28		

(下り)

ゆめタウン			11:10	13:45	15:35	
安川通り			11:12	13:47	15:37	
行橋駅西口	-	-	11:15	13:50	15:40	-
行橋駅東口	7:15	9:10	11:17	13:52	15:42	18:00
南本町	7:17	9:12	11:19	13:54	15:44	18:02
駅前通り	7:19	9:14	11:21	13:56	15:46	18:04
裁判所入口	7:20	9:15	11:22	13:57	15:47	18:05
本町アパート前	7:22	9:17	11:24	13:59	15:49	18:07
博多町入口	7:24	9:19	11:26	14:01	15:51	18:09
延永農協	7:26	9:21	11:28	14:03	15:53	18:11
中津熊	7:27	9:22	11:29	14:04	15:54	18:13
延永小	7:28	9:23	11:30	14:05	15:55	18:14
吉国	7:29	9:24	11:31	14:06	15:56	18:15
二塚	7:30	9:25	11:32	14:07	15:57	18:16
長木	7:31	9:26	11:33	14:08	15:58	18:17
小長田	7:32	9:27	11:34	14:09	15:59	18:18
小長田団地入口	↓	↓	11:35	14:10	16:00	↓
下黒田	↓	↓	11:36	14:11	16:01	↓
上黒田	↓	↓	11:37	14:12	16:02	↓
黒田	7:34	9:29	11:38	14:13	16:03	18:20
黒田小学校	7:35	9:30	11:39	14:14	16:04	18:21
新勝山	7:36	9:31	11:40	14:15	16:05	18:22
採れたて市場	7:37	9:32	11:41	14:16	16:06	18:23
黒田橋	7:38	9:33	11:42	14:17	16:07	18:24
新町入口	7:39	9:34	11:43	14:18	16:08	18:25
菩提	7:42	9:37	11:46	14:21	16:11	-
新仲哀トンネル	7:42	9:37	11:46	14:21	16:11	
呉	7:44	9:39	11:48	14:23	16:13	
小呉	7:44	9:39	11:48	14:23	16:13	
鏡山口	7:45	9:40	11:49	14:24	16:14	
道の駅	↓	9:41	11:50	14:25	16:15	
鏡山	7:46	9:43	11:52	14:27	16:17	
香春本町	7:48	9:45	11:54	14:29	16:19	
香春	7:49	9:46	11:55	14:30	16:20	
香春町役場	7:51	9:48	11:57	14:32	16:22	

- ・ 上段が時刻表改正案、下段が現行の時刻表です。
- ・ 下段の黄色部分が香春町内区間において減便の対象となっている時間帯です。

【時刻表】 香春線（休日）（改正案）

(上り)

行先	駅東口	ユメタウン	ユメタウン	駅東口	駅東口
香春町役場	8:12	10:15	12:07		
香春	8:13	10:16	12:08		
香春本町	8:14	10:17	12:09		
鏡山	8:15	10:18	12:10		
道の駅	↓	10:20	12:12		
鏡山口	8:17	10:22	12:14		
小呉	8:17	10:22	12:14		
呉	8:19	10:23	12:15		
新仲哀トンネル	8:21	10:25	12:17		
菩提	8:21	10:25	12:17		
新町入口	8:23	10:27	12:19	15:00	16:55
黒田橋	8:25	10:29	12:21	15:00	16:55
採れたて市場	8:27	10:30	12:23	15:01	16:56
新勝山	8:28	10:31	12:24	15:02	16:57
黒田小学校	8:29	10:32	12:25	15:03	16:58
黒田	8:30	10:33	12:26	15:04	16:59
上黒田	8:31	10:34	12:27	15:05	↓
下黒田	8:31	10:35	12:28	15:06	↓
小長田団地入口	8:32	10:36	12:29	15:07	↓
小長田	8:34	10:38	12:31	15:08	17:01
長木	8:35	10:39	12:32	15:09	17:02
二塚	8:36	10:40	12:33	15:10	17:03
吉国	8:36	10:41	12:33	15:11	17:04
延永小	8:37	10:42	12:34	15:12	17:05
中津熊	8:38	10:43	12:35	15:13	17:06
延永農協	8:39	10:44	12:36	15:14	17:07
博多町入口	8:40	10:45	12:37	15:15	17:08
本町アパート前	8:42	10:47	12:39	15:17	17:10
裁判所入口	8:43	10:48	12:40	15:18	17:11
駅前通り	8:44	10:49	12:41	15:19	17:12
南本町	8:45	10:50	12:42	15:20	17:13
駅東口	8:50	10:52	12:44	15:25	17:20
駅西口		10:54	12:46		
安川通		10:56	12:48		
ゆめタウン		11:01	12:53		

(下り)

行先	香春町役場	香春町役場	新町	香春町役場	香春町役場
ゆめタウン			11:13	13:48	15:45
安川通			11:15	13:50	15:47
駅西口			11:19	13:54	15:51
駅東口	7:20	9:13	11:21	13:56	15:53
南本町	7:21	9:14	11:22	13:57	15:54
駅前通り	7:22	9:16	11:23	13:58	15:55
裁判所入口	7:22	9:17	11:24	13:59	15:56
本町アパート前	7:24	9:18	11:26	14:01	15:58
博多町入口	7:25	9:19	11:27	14:01	15:59
延永農協	7:26	9:21	11:28	14:03	16:00
中津熊	7:27	9:22	11:29	14:04	16:01
延永小	7:28	9:23	11:30	14:05	16:02
吉国	7:29	9:24	11:30	14:06	16:03
二塚	7:30	9:25	11:31	14:07	16:04
長木	7:31	9:26	11:32	14:08	16:05
小長田	7:32	9:27	11:33	14:09	16:06
小長田団地入口	↓	↓	11:34	14:10	16:07
下黒田	↓	↓	11:35	14:11	16:08
上黒田	↓	↓	11:36	14:12	16:09
黒田	7:33	9:28	11:37	14:13	16:10
黒田小学校	7:34	9:29	11:37	14:13	16:10
新勝山	7:35	9:30	11:38	14:14	16:11
採れたて市場	7:36	9:31	11:39	14:15	16:12
黒田橋	7:37	9:32	11:40	14:16	16:13
新町入口	7:38	9:33	11:45	14:17	16:14
菩提	7:40	9:35		14:19	16:16
新仲哀トンネル	7:40	9:35		14:19	16:16
呉	7:42	9:37		14:21	16:18
小呉	7:42	9:37		14:21	16:18
鏡山口	7:43	9:38		14:22	16:19
道の駅	↓	9:40		14:23	16:20
鏡山	7:44	9:42		14:25	16:22
香春本町	7:45	9:43		14:26	16:23
香春	7:46	9:44		14:27	16:24
香春町役場	7:51	9:48		14:32	16:30

【時刻表】 香春線（休日）（現行）

(上り) (下り)

香春町役場	8:10	10:13	12:05	14:40	16:30		ゆめタウン			11:10	13:45	15:35	
香春	8:12	10:15	12:07	14:42	16:32		安川通り			11:12	13:47	15:37	
香春本町	8:13	10:16	12:08	14:43	16:33		行橋駅西口	-	-	11:15	13:50	15:40	-
鏡山	8:15	10:18	12:10	14:45	16:35		行橋駅東口	7:15	9:10	11:17	13:52	15:42	17:40
道の駅	↓	10:19	12:11	14:46	16:36		南本町	7:17	9:12	11:19	13:54	15:44	17:42
鏡山口	8:16	10:21	12:13	14:48	16:38		駅前通り	7:19	9:14	11:21	13:56	15:46	17:44
小呉	8:17	10:22	12:14	14:49	16:39		裁判所入口	7:20	9:15	11:22	13:57	15:47	17:45
呉	8:18	10:23	12:15	14:50	16:40		本町アパート前	7:22	9:17	11:24	13:59	15:49	17:47
新仲哀トンネル	8:20	10:25	12:17	14:52	16:42		博多町入口	7:24	9:19	11:26	14:01	15:51	17:49
菩提	8:20	10:25	12:17	14:52	16:42	-	延永農協	7:26	9:21	11:28	14:03	15:53	17:51
新町入口	8:23	10:28	12:20	14:55	16:45	18:10	中津熊	7:27	9:22	11:29	14:04	15:54	17:53
黒田橋	8:24	10:29	12:21	14:56	16:46	18:11	延永小	7:28	9:23	11:30	14:05	15:55	17:54
採れたて市場	8:25	10:30	12:22	14:57	16:47	18:12	吉国	7:29	9:24	11:31	14:06	15:56	17:55
新勝山	8:26	10:31	12:23	14:58	16:48	18:13	二塚	7:30	9:25	11:32	14:07	15:57	17:56
黒田小学校	8:27	10:32	12:24	14:59	16:49	18:14	長木	7:31	9:26	11:33	14:08	15:58	17:57
黒田	8:28	10:33	12:25	15:00	16:50	18:15	小長田	7:32	9:27	11:34	14:09	15:59	17:58
上黒田	8:29	10:34	12:26	15:01	↓	↓	小長田団地入口	↓	↓	11:35	14:10	16:00	↓
下黒田	8:30	10:35	12:27	15:02	↓	↓	下黒田	↓	↓	11:36	14:11	16:01	↓
小長田団地入口	8:31	10:36	12:28	15:03	↓	↓	上黒田	↓	↓	11:37	14:12	16:02	↓
小長田	8:33	10:38	12:30	15:05	16:52	18:17	黒田	7:34	9:29	11:38	14:13	16:03	18:00
長木	8:34	10:39	12:31	15:06	16:53	18:18	黒田小学校	7:35	9:30	11:39	14:14	16:04	18:01
二塚	8:35	10:40	12:32	15:07	16:54	18:19	新勝山	7:36	9:31	11:40	14:15	16:05	18:02
吉国	8:36	10:41	12:33	15:08	16:55	18:20	採れたて市場	7:37	9:32	11:41	14:16	16:06	18:03
延永小	8:37	10:42	12:34	15:09	16:56	18:21	黒田橋	7:38	9:33	11:42	14:17	16:07	18:04
中津熊	8:38	10:43	12:35	15:10	16:57	18:22	新町入口	7:39	9:34	11:43	14:18	16:08	18:05
延永農協	8:39	10:44	12:37	15:11	16:58	18:23	菩提	7:42	9:37	11:46	14:21	16:11	-
博多町入口	8:40	10:45	12:37	15:12	16:59	18:24	新仲哀トンネル	7:42	9:37	11:46	14:21	16:11	
本町アパート前	8:42	10:47	12:39	15:14	17:01	18:26	呉	7:44	9:39	11:48	14:23	16:13	
裁判所入口	8:44	10:49	12:41	15:16	17:03	18:28	小呉	7:44	9:39	11:48	14:23	16:13	
駅前通り	8:45	10:50	12:42	15:17	17:04	18:29	鏡山口	7:45	9:40	11:49	14:24	16:14	
南本町	8:47	10:52	12:44	15:19	17:06	18:31	道の駅	↓	9:41	11:50	14:25	16:15	
行橋駅東口	8:49	10:54	12:46	15:21	17:08	18:33	鏡山	7:46	9:43	11:52	14:27	16:17	
行橋駅西口	-	10:56	12:48	15:23	-	-	香春本町	7:48	9:45	11:54	14:29	16:19	
安川通り		10:58	12:50	15:25			香春	7:49	9:46	11:55	14:30	16:20	
ゆめタウン		11:01	12:53	15:28			香春町役場	7:51	9:48	11:57	14:32	16:22	

・ 上段が時刻表改正案、下段が現行の時刻表です。
 ・ 下段の黄色部分が香春町内区間において減便の対象となっている時間帯です。

令和5年度 太陽交通バス輸送実績表

別紙③

年月	香春町役場～行橋駅					香春町役場～下黒田～行橋駅					合計				
	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数
R05.04	248	10	5	195	53	1,144	38	38	763	381	1,392	48	43	958	434
R05.05	236	9	5	199	37	1,056	33	36	769	287	1,292	42	41	968	324
R05.06	266	10	6	217	49	993	30	41	668	325	1,259	40	47	885	374
R05.07	247	10	4	206	41	971	32	30	669	302	1,218	42	34	875	343
R05.08	221	8	4	187	34	1,011	32	36	725	286	1,232	40	40	912	320
R05.09	269	10	6	214	55	1,025	32	38	679	346	1,294	42	44	893	401
R05.10	257	9	5	208	49	1,092	34	39	745	347	1,349	43	44	953	396
R05.11	265	9	7	208	57	980	33	33	719	261	1,245	42	40	927	318
R05.12	234	9	5	181	53	1,077	35	34	735	342	1,311	44	39	916	395
R06.01	236	8	7	184	52	856	28	27	640	216	1,092	36	34	824	268
R06.02	204	7	7	149	55	920	30	37	623	297	1,124	37	44	772	352
R06.03	227	8	5	174	53	1,113	34	40	718	395	1,340	42	45	892	448
合計 (人)	2,910			2,322	588	12,238			8,453	3,785	15,148			10,775	4,373
前年比 (人)	-404			-381	-23	-1,242			-1,080	-162	-1,646			-1,461	-185
前年比 (%)	-12.2%			-14.1%	-3.8%	-9.2%			-11.3%	-4.1%	-9.8%			-11.9%	-4.1%
1日平均 (人)	8			9	6	34			33	36	42			42	41
前年比 (人)	-1			-2	-1	-3			-4	-2	-5			-6	-3
R4 合計 (人)	3,314	0	0	2,703	611	13,480	0	0	9,533	3,947	16,794	0	0	12,236	4,558
R4 1日平均 (人)	9	0	0	11	6	37	0	0	37	38	46	0	0	47	44

令和6年度 太陽交通バス輸送実績表

年月	香春町役場～行橋駅					香春町役場～下黒田～行橋駅					合計				
	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数
R06.04	258	9	9	188	70	991	32	36	700	291	1,249	41	45	888	361
R06.05	257	9	7	204	53	1,113	37	34	845	268	1,370	46	41	1,049	321
R06.06	240	9	6	183	57	973	33	31	659	314	1,213	42	37	842	371
R06.07	219	8	6	174	45	926	30	29	697	229	1,145	38	35	871	274
R06.08	203	7	6	149	54	921	28	35	606	315	1,124	35	41	755	369
R06.09	207	7	6	155	52	942	30	34	634	308	1,149	37	40	789	360
R06.10	233	8	7	181	52	1,037	32	39	728	309	1,270	40	46	909	361
R06.11	218	7	8	134	84	979	32	35	634	345	1,197	39	43	768	429
R06.12	212	7	6	155	57	1,068	32	40	709	359	1,280	39	46	864	416
R07.01	195	7	6	138	57	922	26	37	552	370	1,117	33	43	690	427
R07.02	202	8	6	139	63	961	33	36	602	359	1,163	41	42	741	422
R07.03	299	11	7	224	75	1,034	32	36	637	397	1,333	43	43	861	472
合計 (人)	2,743			2,024	719	11,867			8,003	3,864	14,610			10,027	4,583
前年比 (人)	-167			-298	131	-371			-450	79	-538			-748	210
前年比 (%)	-5.7%			-12.8%	22.3%	-3.0%			-5.3%	2.1%	-3.6%			-6.9%	4.8%
1日平均 (人)	8			8	7	33			31	35	40			40	42
前年比 (人)	-0			-1	1	-1			-1	-1	-1			-2	1
R5 合計 (人)	2,910	0	0	2,322	588	12,238	0	0	8,453	3,785	15,148	0	0	10,775	4,373
R5 1日平均 (人)	8	0	0	9	6	34	0	0	33	36	42	0	0	42	41

令和7年度 太陽交通バス輸送実績表(11月末現在)

年月	香春町役場～行橋駅					香春町役場～下黒田～行橋駅					合 計				
	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数	乗車 人数	平日 1日平	休日 1日平	平日 人数	休日 人数
R07.04	272	10	6	219	53	1,026	33	38	683	343	1,298	43	44	902	396
R07.05	256	9	6	189	67	982	31	33	616	366	1,238	40	39	805	433
R07.06	261	10	6	205	56	1,039	34	36	719	320	1,300	44	42	924	376
R07.07	330	12	8	258	72	992	32	32	704	288	1,322	44	40	962	360
R07.08	221	8	5	168	53	1,016	32	35	631	385	1,237	40	40	799	438
R07.09	227	8	7	162	65	960	30	35	608	352	1,187	38	42	770	417
R07.10	285	10	7	219	66	1,139	37	35	824	315	1,424	47	42	1,043	381
R07.11	239	7	9	131	108	1,140	39	37	702	438	1,379	46	46	833	546
R07.12											0	0	0	0	0
R08.01											0	0	0	0	0
R08.02											0	0	0	0	0
R08.03											0	0	0	0	0
合計 (人)	2,091			1,551	540	8,294			5,487	2,807	10,385			7,038	3,347
前年比 (人)	-652			-473	-179	-3,573			-2,516	-1,057	-4,225			-2,989	-1,236
前年比 (%)	-23.8%			-23.4%	-24.9%	-30.1%			-31.4%	-27.4%	-28.9%			-29.8%	-27.0%
1日平均 (人)	6			9	7	23			34	35	28			29	28
前年比 (人)	-2			0	1	-11			1	-1	-13			-13	-13
R6 合計 (人)	2,743	0	0	2,024	719	11,867	0	0	8,003	3,864	14,610	0	0	10,027	4,583
R6 1日平均 (人)	8	0	0	9	6	34	0	0	33	36	42	0	0	42	41

■福岡県バス対策協議会 (路線バスのサービス変更(減便等))

<福岡県バス対策協議会運営要領第4条第1項>

バス事業者が、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している路線の輸送サービスの内容を変更(運行回数の削減等)しようとするときは、当該路線の輸送サービスを変更する6ヵ月前までに、(略)協議会の会長に申し出るものとする。

<福岡県バス対策協議会運営要領第5条第1項>

バス事業者は、福岡県内の路線について、(略)削減を行おうとするときは、協議会の会長に対し、申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が既に10回未満であり、新たな運行回数の削減による影響が大幅な輸送サービスの低下につながらない場合を除く。

福岡県バス対策協議会上の手続

国・県・市町村の補助を受けているバス路線

<運営要領第4条>

・路線バス事業者は、6ヵ月前までに、協議会に申し出る。

国・県・市町村の補助を受けていないバス路線

<運営要領5条>

・路線バス事業者は、停留所の停車回数が10回以上ある路線で、停車回数を半数以下又は10回未満に減便する場合には、協議会に申し出る。

バス路線の減便等を予定する事業者



福岡県バス対策協議会

ブロック別地区協議会

※事業者・関係市町村・福岡運輸支局・県により、今後の対応方針を検討



市町村 地域バス対策協議会
(又は市町村が設置する地域公共交通会議)

バス路線の減便等を予定する事業者



福岡県バス対策協議会



市町村

【事業者が県バス対策協議会への申し出を省略できる場合(運営要領第4条第3項)】

※省略した場合、事業者は、輸送サービスの変更内容の確定後、関係市町村の同意書等を県バス対策協議会へ提出

○事業者が当該路線に補助を行うすべての市町村から書面による同意を得た場合

福岡県バス対策協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県バス対策協議会規約（平成12年5月18日、以下「規約」という。）第9条の規定により、福岡県バス対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(路線の休止又は廃止に係る申し出)

第2条 バス事業者は、福岡県内の路線を休止し、又は廃止しようとするときは、当該路線の休止の予定日の6月前までに、様式第1号に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

- (1) 路線図
 - (2) 輸送量（過去3年間の輸送人員等）
 - (3) 運行状況（運行回数等）
 - (4) 収支状況（過去3年間の営業収支実績等）
 - (5) 当該バス事業者が当該路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
 - (6) 利用人員調査等（休業区間にかかる時間帯毎の輸送人員が分かるもの）
 - (7) 廃止区間は発生しないものの、系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生する等の影響が出る市町村がある場合は、その市町村名
- 2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて廃止区間の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に通知し、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 3 バス事業者は、第1項の規定に関わらず、次に掲げる場合にあつては、国土交通大臣の届け出後速やかに、様式第1号に国への届け出の写しを添付して協議会の会長に申し出るものとする。
- (1) 道路運送法施行規則第15条の4第1号及び第2号に該当する場合
 - (2) 九州運輸局長公示「道路運送法施行規則第15条の4第3号の規定による旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めるものについて」（平成14年1月23日九運公福第51号）で定める「旅客の利便を阻害しないと認めるもの」に該当する場合

(事業者単独での路線の維持が困難である旨の申し出)

第3条 バス事業者は、事業者単独での路線の維持が困難であると判断したときは、協議会の会長に申し出るものとする。

(輸送サービスの内容の変更に係る申し出)

第4条 バス事業者は、福岡県内の路線のうち、国又は地方公共団体の補助を受けて運行している系統に係る輸送サービスの内容を変更（運行回数の削減等）しようとするときは、変更の予定日の6月前までに、様式第1号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。

なお、やむを得ない事由により、6月に満たない場合にあつては、可及的速やかに協議会の会長に申し出るものとする。

- 2 協議会の会長は、前項の申し出があったときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて速や

かに当該系統の沿線市町村（停留所の存しない市町村を除く）に情報提供を行う。

- 3 市町村は、前項の情報提供を受けたときは、様式第2号を協議会の会長に提出し、ブロック別地区協議会の開催希望の有無を示すものとする。開催希望を受け、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 4 申し出が変更予定日の6月前に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、協議会の会長は、ブロック別地区協議会を開催するものとする。
- 5 バス事業者は、国又は地方公共団体の補助を受けずに運行する福岡県内の路線の運行回数を削減しようとする場合にあつて、停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生するときは、削減予定日の1月前までに、様式第3号に変更内容の新旧対照を明示した書類を添付し、協議会の会長に申し出るものとする。ただし、停留所における停車回数が削減前にあつて10回未満である場合はこの限りでない。
- 6 協議会の会長は、前項の申し出があつたときは、ブロック別地区協議会の会長を通じて該当の停留所が所在する市町村に情報提供を行うものとする。

（系統廃止に伴い停車回数が削減前の半分以下となる停留所が発生する場合）

第5条 協議会の会長は、第2条第1項第7号の市町村がある場合で、第2条に規定する休止又は廃止又は第4条に規定する輸送サービスの内容の変更に該当しない場合は、ブロック別地区協議会の会長を通じて当該市町村に情報提供を行うものとする。このとき、当該市町村がこの区間に対し補助を行っている場合にあつては第4条第3項の規定を準用する。

（ブロック別地区協議会の開催）

第6条 協議会の会長は、第2条第2項、第4条第3項及び第4項に規定するほか、当該地区におけるバス運行に係る課題を協議するため、ブロック別地区協議会を開催することができる。

（市町村の対応）

- 第7条** 第2条第2項の通知又は第4条第2項及び第5条の情報提供（以下「通知等」という。）を受けてブロック別地区協議会に参加した市町村は、速やかに当該市町村に設置する地域バス対策協議会（以下「地域協議会」という。）において、その対応策を検討するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、通知等の内容が住民の移動手段の確保の観点から地域協議会において対応策を検討する必要がないと市町村長が認めるときは、地域協議会を開催することなく、当該市町村においてその対応策を検討することができる。この場合、当該市町村は、事前にその旨をブロック別地区協議会の会長に届け出るものとする。
 - 3 市町村は、前2項の検討結果をブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長に報告するものとする。

（地域公共交通会議の取扱い）

- 第8条** 道路運送法施行規則第4条第2項に定める地域公共交通会議を市町村等が設置している場合は、当該会議を地域協議会とみなすことができる。
- 2 地域公共交通会議における協議がまとまったときは、地域公共交通会議の長は、ブロック別地区協議会の会長を通じて協議会の会長にその結果を報告するものとする。

（資料の提出等）

第9条 協議会の会長は、協議会の運営上必要があるときは、各委員及び臨時委員に対し、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 バス事業者は、生活交通の確保に関する調整を進めるため、協議会の会長又は市町村から必要な情報について求めがあったときは、開示可能な範囲においてその情報を開示し、説明を行うものとする。

(他県にまたがる路線の取扱い)

第10条 他県にまたがる路線の取扱いについては、県交通政策課が関係県と協議し、協議方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月26日から施行し、令和8年4月1日以降の休廃止等に係る申し出から適用する（施行日以前に申し出があったものを除く）。